

【通所型サービス】

通所介護相当サービス(現行相当)

サービス内容	・現行の介護予防通所サービスと同様のサービス ・サービス提供時間⇒現行の基準省令に準ずる ・サービス支援内容⇒現行の基準省令に準ずる	
対象者	要支援者、サービス事業対象者	
サービス提供者の考え方	継続して現行相当サービスの利用が必要であるとケアマネジメントで認められた場合。 以下のような、専門職によるサービスが必要な方 ・認知機能の低下、精神疾患により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合 ・退院直後で状態が変化しやすく、見守りを含め専門職によるサービスが特に必要な方（退院6カ月以内） ・医学的管理、見守りが必要な方 ・日常生活動作（食事・更衣・移動・排泄など）に見守りや介護が必要な方 新規の対象者で、上記の例に該当しケアマネジメントで認められるケース	
事業実施者	既存の介護予防通所介護事業者	
基準	人員・資格要件	現行の設置の基準に準ずる
	設備	・現行の基準と同様 ・食堂、機能訓練室：3㎡×利用定員以上 ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備
ケアマネジメント	ケアプランA(原則的な介護予防ケアマネジメント)	
運営・必要事項	現行の基準に準ずる	
計画期間	おおむね1年	
基本報酬額	○現行の介護予防給付に準ずる （週1回利用の場合） 包括報酬 1,798単位 （週2回利用の場合） 包括報酬 3,621単位 ○加算、減算：現行の介護予防給付に準ずる ○1単位の単価：6級地（10.27円）	
利用者負担	所得に応じて1割～3割	
給付管理	あり	
事業者への支払い	国保連合会経由で審査支払	
サービス種類コード	A6	